

特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第15条第6項の規定による取組の実施状況を次のとおり公表します。

■数値目標の達成状況

1 配置・育成・登用に関すること

平成32年度（令和2年度）までに、管理職に占める女性職員の割合を、平成27年度実績の8.8%から15%以上に引き上げます。

H27年度 (計画初期値)	H28年度	H29年度	H30年度	H32年度末 (目標値)
8.8%	10.8%	10.0%	12.8%	15%

※管理職 部長相当職・課長相当職

2 長時間勤務の是正等の男女双方の働き方に関すること

平成32年度（令和2年度）までに、年次休暇の取得率（日数）を、平成27年度実績の29.5%（5.9日）から50%（10日）以上に引き上げます。

H27年 (計画初期値)	H28年	H29年	H30年	H32年末 (目標値)
29.5% (5.9日)	33.5% (6.7日)	34.3% (6.8日)	38.5% (7.6日)	50% (10日)

3 継続就業及び仕事と家庭の両立に関すること

平成32年度（令和2年度）までに、制度の利用可能な男性職員の「配偶者出産休暇」及び「育児参加休暇」の取得率を50%以上にします。

H26年度 (計画初期値)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H32年度末 (目標値)
0%	0%	16.7%	20.0%	30.0%	50%

※公表した数値は、東御市各機関の集計値です